

令和6年1月30日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) その他

- 2 調査の経過 1月30日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
所管事務調査として、国民健康保険被保険者資格証明書の取扱いについて、魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂について、魚沼市立小出病院経営強化プランの策定について及び重度心身障害者施設について執行部から説明を受け質疑を行った。
その他で、固定資産税に係る専用住宅の高床式住宅に適用する経年減点補正率の見直しについて、後期高齢者医療保険料の改定について、令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針等について、新ごみ処理施設について、健康増進課所管条例の改正について、帝京大学・新潟県との医学部地域枠に係る協定締結について、介護保険料について、文化財展示室について、こども家庭センターについて及び不登校児童等について執行部から説明を受け質疑を行った。
また、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。

福祉文教委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査

- (1) 国民健康保険被保険者資格証明書の取扱いについて
- (2) 魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂について
- (3) 魚沼市立小出病院経営強化プランの策定について
- (4) 重度心身障害者施設について

(2) その他

- ・ 固定資産税に係る専用住宅の高床式住宅に適用する経年減点補正率の見直しについて
- ・ 後期高齢者医療保険料の改定について
- ・ 令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針等について
- ・ 新ごみ処理施設について
- ・ 健康増進課所管条例の改正について
- ・ 帝京大学・新潟県との医学部地域枠に係る協定締結について
- ・ 介護保険料について
- ・ 文化財展示室について
- ・ こども家庭センターについて
- ・ 不登校児童等について
- ・ 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

2 日 時 令和6年1月30日 午後1時30分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、関矢孝夫、高野甲子雄、本田 篤、
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大塚市民福祉部長、吉澤教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、
磯部市民課長、大羽賀税務課長、小林生活環境課長、茂野介護福祉課長、
岡部健康増進課長、青柳生涯学習課長、関子ども課長、米山新ごみ処理施設
整備室長

7 書 記 坂大議会事務局長、大竹主任

8 経 過

開 会 (13:30)

星野委員長　それでは定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日は、所管事務調査、その他とたくさんございます。そして終わりましたからは総合計画策定調査特別委員会の分科会もございますので、スムーズな進行に協力をよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

(1) 所管事務調査

(1) 国民健康保険被保険者資格証明書の取扱いについて

星野委員長　日程第1、所管事務調査についてを議題といたします。まず、(1)国民健康保険被保険者資格証明書の取扱いについてを議題といたします。本件については、前回12月12日の当委員会で大平委員から所管事務調査として取り扱ってほしいとの意見があったところです。それでは、大平委員から質疑等ありましたらお願いします。

大平委員　それでは、こちらから何点か質疑をさせていただきたいと思います。取扱要綱が資料提出されております。それに準じてやっているということですが、私が気になるのは、一般質問でも取り上げさせてもらいましたが滞納されている方に対して資格証の交付、すなわち保険証がない方が県内的にも割合が高いと。これは一般質問で述べたとおりなんです、その滞納されている方々の状況がよく分からないというような話があったと思います。それらの方々は、本当に医療を受けられる状況になっているのかどうか、そこを懸念します。そもそも重度疾患に至るような状況になっては非常にまずいと思うんですね。そこを今日は聞きたいと思っています。まず、改めて滞納の世帯の人数と、それから資格証交付世帯の人数と、あるいは短期保険証の交付世帯と人数、その現状を聞かせていただきたいと思います。

大塚市民福祉部長　令和5年6月1日現在の数字となっております。こちらは12月定例会の数字と時点が違いますので若干人数が違っているかもしれませんが、お願いしたいと思います。まず、滞納者の世帯が127世帯で202人。それに対しまして、被保険者資格証明書の交付につきましては26世帯で30人。それから短期証の交付が101世帯で172人となっております。

大平委員　資格証交付世帯は26世帯で30人とされました。前回お伺いしたときに、この資格証交付世帯について、これよりは若干少ない形で現在国保の保険証がない方が20世帯くらいという話を聞きました。それは間違いないですか。

大塚市民福祉部長　8月の更新時点では25世帯でしたけれど、その後の相談等で4世帯が短期証に移っております。その後、若干数字が動いているかもしれませんが、おおむね20世帯程度が現状となっております。

大平委員　その20世帯の方々と連絡が取れない状況とおっしゃっていたかと思います。現状ではそれ以降対応されていることがあるのか、あるいは保険証がない世帯に対して何らかのアクションを行っているのか、相変わらずつかめていないのか、お伺いしたいと思います。

磯部市民課長　その後の取扱いということですが、お手紙を出して納税の相談に来てくださ

いということ以外は、今のところしておりません。

大平委員 保険者証がない世帯については、経済状況も含めてどうなっているのか分からないということでしょうか。

大塚市民福祉部長 呼びかけに応じただけがないというところでありますので、状況の把握はどうしてもできないという形になっております。

大平委員 短期保険証が101世帯で172人に交付されております。資格証に行く前に、前の段階で短期保険証で対応するという事になっているかとは思いますが、そこですね。一般質問で聞いたときには、保険証を取り上げられた世帯に収入も含めて納めていただけるような経済状況になっているのであれば資格証の交付をするという話をしたかと思えます。ただ、本当に緊急で救急対応しなければならない状況が当然出てくると思えます。

私が心配しているのは、保険証がなく窓口で10割払わなければいけないということになり、そういう状況に置かれている世帯が医療を諦めてしまうということです。ここはやはり何らかの形でアクションを起こし、必要があれば医療を受けられる、収入がなくても医療を受けられるということ、その世帯に対して対応すべきではないかなと思います。

職員は実際どう対応しているのか、お聞きしたいと思います。

大塚市民福祉部長 資格証の交付世帯と面談可能な場合であれば、そういったときには救急搬送ですとか体調不良等で病院に行きたいときはすぐ電話をしてほしいとお伝えはしております。電話連絡が遅れますと、10割負担の期間が長引き金銭的にも負担が大きくなりますので、そうならないように定期的に納税相談に来てほしいということをお伝えしております。また、更新案内を通知するときですとか資格証を交付・通知する際には、事情があつて納税相談など来庁できないときは、とにかく市民課に連絡してほしい旨の記載をしております。仮に本人ですとかが緊急な事態で医療機関にかかったりした場合には、本人あるいは医療従事者から電話等をいただければその電話をもって相談があつたとみなし、その日付けで短期証を交付するなど、そういった臨機応変な形で今現在対応している状況であります。

大平委員 連絡があれば対応するという対応ですよ。やはり人によっては、保険証の滞納等のやり取りで魚沼市の担当者に不信感を持っていたり、あるいは諦めるという方がいるのではないかと、私は非常に懸念するんですよ。関係がそこで悪くなり対応ができないということになっていけば、逆に言うと連絡も市には来ないし、医療を受けられる状況はあるのにそれを自ら抑えてしまい重度化するというのは非常にまずいと思います。

その入り口のところを、厚労省も言ってます、丁寧に対応するということは必要だと思うんです。連絡が来る云々ということもあろうかと思いますが、私はその事態に対して応じることを含めて個別に当たり、経済状況やあるいは家族の状況を確認する。そして環境をつくっていくというのは非常に大事だと思います。

今お聞きするとその対応がないので、ないのであればぜひしてもらいたいと思いますが、お考えを聞きたいと思います。

大塚市民福祉部長 私どももそうできれば一番いいと考えておりますが、呼びかけに応じただけでお話ができなければそこから先にいけないというところがあります。こちらから案内をする際には、例えば電話ですとか直接対話ができないとなれば、お手紙の中で今ほどのお話にあつたようなことも含め連絡いただきたいと呼びかけるしか、今のところ手

はないのかなと考えております。

大平委員 堂々巡りになりそうなので、見方を変えます。逆に、滞納世帯が医療機関を訪れたんだけども対応がしてもらえなかったとか、あるいは10割で払ったとか、そういうケースが年度でもいいですけど何件くらいあるのか分かりましたら教えていただければと思います。

大塚市民福祉部長 そういった方でこちらが今把握できている方につきましては、令和4年度は9人、3年度は1人、2年度は6人とおおむね一桁台であります。ただ、実際受診されまして10割負担でそのままにしていらっしゃる方になりますと、いわゆる診療報酬が発生しない形になります。今申し上げた人数以外の方でどれぐらいいらっしゃるかということはこちららでも把握できません。

大平委員 国保税を払えないくらいなので、経済状況が非常に困窮されているというケースが想像されます。その際、もうどうしようもないから医療機関を受診して対応してもらったんだけど、医療機関側だと未収金ということになり、払ってもらえないケースが一桁です。多くなっているということは未収金もかなり増えているんじゃないかなと思うんですが、そことの関係で何かつかんでいらっしゃいますか。

大塚市民福祉部長 先ほど申し上げた人数につきましては、一旦10割払って償還払いになるということで、こちらで把握できている方です。必ずその方は、償還払いという形で自己負担が3割ですとか何割ですとかになっています。ただ、実際に窓口で償還払いの手続きもされず医療費のお支払いもしないという方につきましては、こちらに何か連絡が来る場合は別としまして市ではやはり把握ができず、そういった方の人数についても把握できていない状況になっております。

大平委員 双方で対象の方の状況がつかめていないのは非常に気になります。これ以上どうしようもないというような話をされましたが、このまま放置しておくということは、私は非常にうまくないのではないかと思います。国保税を納めることと医療機関を受診することは、やはり分けて考えていくのが必要かなと思います。国保税は当然納めていただければならないんだけど、何らかの事情で払えないケースも20世帯の中にはあると思います。ここは分けて、何らかの形で保険証を交付するということが必要ではないかなと思いますが、そのお考えについてはどうですか。

大塚市民福祉部長 今年の秋にはマイナンバーカードの保険証の関係で、従来の保険証が基本的になくなるという形になります。そうなりますと、細かい実務上のところはまだこちらにはきていないんですけど、短期証の廃止ですとかいろいろな制度が変わります。その際に改めて事務のやり方ですとか、滞納されている方への対応の仕方ですとか考えていくことができるかなと思います。そういったところで検討していきたいと考えております。

大平委員 県内の7つの自治体が資格証を交付されておられません。これは3年間、過去と今年度も含めてしていないです。加茂市・出雲崎町・粟島浦村・見附市などの自治体です。先ほど冒頭で申し上げましたが、滞納世帯に対する資格証の交付の割合が魚沼市は高く、県内で2番目ぐらいです。発行されていない自治体も同じように、国保税の収納率を上げるために取り組んでいらっしゃることもあると思います。一方では、医療を受けられる状況も保障しているわけですね。新潟市は、滞納世帯で資格証が交付される世帯というのは1%ぐらいなんです。魚沼市は20%ぐらいです。

自治体に非常にばらつきがあり、何とも言えないんだけども何らかの理由があって滞納されていると思います。医療機関をそういう方でも利用できるような対応をやはり考えていただきたい。そして7つの自治体のやり方や考え方、そして今の現状をしっかりとつかんでもらいたい。そこをぜひやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 県内で資格証明書を発行していない自治体につきまして、この制度は全県あるいは国内で同じ制度のもとでやっております。県内で出していないところは、結果として発行がなかったというところで、特別な事情等の考え方等につきましては、実際の法に沿っていないということになりますと県や国の監査で指導が入ります。ある時点では発行がなかったかもしれませんが、運用によって出さないようにしているという部分につきましては、今現在そういう方向で検討するという事は難しいのかなと考えております。

大平委員 ほかの自治体がそういった形でやっている特別な事情とは資格証明書の適用除外をするときの理由ですが、特別な事情、その他の案件、自治体裁量でできる部分があるわけですので、できないとおっしゃらないで柔軟に考え、何らかの形で拾えるような形を自治体裁量でつくれると思います。お考えがないと言うんだけど、やはり考えるべきではないかなと思います。再度聞きますけど、いかがですか。

大塚市民福祉部長 今ほどの特別な事情ということも、法令で定められているところであります。そういったところに該当できるかどうかということも、やはり滞納されている方、ご自身からきちんと聞き取りしないことには、全くそこが把握できないところがあります。とにかくまずは、そういった事情があるかどうかということを確認する上でも、やはり相談に来ていただきたいということであります。今後そういった機会について、どうしたら応じていただけるかということ、こちらとしましても工夫して考えていくしかないのかなと考えております。

大平委員 最後にします。ほかの自治体の例で、窓口対応と納付に至る対応というのは数々あると思います。その知見もあると思うんです。魚沼市でもいろいろな方が医療を受けられる状況を整備するためにも、私はぜひ知見を集めていただきたい。そのお考えを聞いて、とりあえず質疑を終わります。

大塚市民福祉部長 今委員がおっしゃられたような他の自治体がどういった対応をしているのかということは、いろいろと参考になるところがあると私どもは考えております。また今後そういったところも参考にしながら進めていきたいと考えております。

関矢委員 今ほど大平委員からいっぱい質問されました。私はあまり分からないので確認をさせてもらいたいんですけども、この国保の滞納世帯は127世帯の202人ということで、相談に来られて資格証を発行したのが26世帯30人。また、滞納していて短期保険証が101世帯の172人ということでよろしいですか。

磯部市民課長 今ほどおっしゃられたことと逆で、資格者証というのが相談に来られなかったのが資格者証で10割負担をしてくださいと。分納なりの相談に来ていただいた方は短期証で対応しております。

関矢委員 相談に来ないから資格者証をとのことで、これは交付はどうするのでしょうか。直接渡すんですか。

大塚市民福祉部長 郵送になります。

関矢委員 分かりました。そのほかに、まだ把握はしっかりしていないけども、保険証も資格者証も短期もないという世帯が20世帯あるということですか。

大塚市民福祉部長 保険証も資格者証もないという方はおりません。資格者証を発行している方が、6月1日現在は26世帯だったのが今は20世帯程度と、減っているところであります。

関矢委員 そうすると、滞納の納税相談に来ないのが20世帯ぐらいに減っているということなんですけれども、先ほど大平委員の言われたように、その人たちが病気になり医者にかかるとき10割負担をすれば、かかれるんですけども、10割負担も大変だということで行かずに重度化するというような心配がされます。この資格者証の発行は、要綱で出ていますけれども特別な理由があるとき。これは、医者にかかるのは国民の憲法で認められていることですから、保険証がなくても医者にかかれますよというような話だと思います。自分が病気になったときも特別な理由で、完全に医者にかかれると思うんですけども、やっぱりどうしても資格者証で10割負担をしなければならないんでしょうか。

大塚市民福祉部長 医療機関に資格者証を持っていき、そのままかかれば、やはり10割負担という形になります。直前ですとか、その時点で連絡をいただければまた相談に乗れるという状況になっております。

関矢委員 分かりました。そこに相談に来ないから資格者証のままだよということなんですけれども、そこを何とか救える方法というのはこれからも考えないと駄目なのかなと思います。保険料を滞納している滞納処分と医療にかかる権利は別に考えないと、この問題はなかなか弱者を救えないのかなと思います。

この保険料の滞納処分は、どのようなことを務められているのか、もしお答えできれば聞かせていただきたいと思います。

大羽賀税務課長 国民健康保険に限ったことではなく、いわゆる市税全般に関しましては、納税相談をさせていただいて、応じない方に関しましては所得調査なりをさせていただいて、法律に基づいて事務を進めさせていただくという流れになっております。

関矢委員 そうすると、納税相談をした中で、当然資産があったり余裕があるものであれば差押えだとかいろいろな形でもって保険料や税金に充当することができるんですけども、生活困窮者では生活するのがやっとだと。そういう中でも、保険料を払えない、滞納や税金も払えない人たちについての執行停止とかそういうことができるかと思うんですが、その辺の線引きだとか要綱だとかは明確にあるんですか。

大羽賀税務課長 こちらの要綱につきましては、今年度策定をさせていただいております。法律にのっとった中で決められたことがありますので、そちらを要綱でまとめたものは今現在持っております。

関矢委員 長くなって申し訳ないです。今、国民健康保険の話なので、人の命に関わることだから誰もが医者にかかれることはまず大前提で、その後この国保税の滞納の処分を別としてどう考えるのか。また、その人が医療にかかってその後も安心してこの地域で暮らせるという施策を、やはり考えなくては駄目だと思うんですよ。これは法律もあるのでそこを除外するわけにはいかないんですけども、やはり生活困窮者でも何とかここで暮らせるというような明確なものをきちんと作り出さなきゃならないと私は思っています。それについて、部長はどうでしょうか。

大塚市民福祉部長　　今ほどの関矢委員からの質問、それからその前段での大平委員からの質問に共通する部分はありますけれど、確かに魚沼市で暮らすために安心して医療にかかることができるというのは大事なことだとは考えております。滞納している方や世帯が、こういった事情でそうなってるかということをもまず聞き取ることについて、今までですとなかなか連絡が取れず状況が分からないということになっております。こういった工夫ができるのか分かりませんが、状況を把握する努力といったところは今後また考えていきたいです。

大平委員　　特別の事情のことについてです。先ほどの繰り返しになりますが、例えば本当に救急で運ばれたときに、その段階でもう特別の事情という状況が発生するのではないかなと思います。これは確か国も、なり得ると示しているかと思えます。そこの対応もぜひ考えていただきたい。意見として申し上げておきますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

星野委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。本件につきましては、また新しい動き等があればこちらの委員会に報告を願いたいと思えます。本件につきましては、調査を一旦終了ということでもよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

(2) 魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂について

星野委員長　　次に、(2) 魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　　それでは、魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂についてであります。これまで改訂の目的ですとかスケジュール等につきまして、説明させていただいておりますけれども、素案がまとまりましたので今回説明したいと考えております。計画につきましては、区域施策編と事務事業編の二本立てとなっております。なお、計画の本文につきましては、この後パブリックコメントを募集するまでに言い回し等の文章ですとか文言の中で調整や修正を入れる予定の部分があります。今回その部分で直っていない箇所がございますけれども、内容は変わっておりませんので、その点をお含みおきいただきたいと思えます。詳細につきましては、小林生活環境課長が説明しますのでよろしく願いいたします。

小林生活環境課長　　(「魚沼市地球温暖化対策実行計画」により説明)

今後のスケジュールとしましては、先ほど部長から話があったように2月9日から3月8日、この間にパブリックコメントを募集いたしまして、その後結果の公表、それから3月下旬にもう一度、地球温暖化対策推進会議を経て、今年度末までの成案化を目指します。

最後になりますけれども、先ほど部長からも話がありましたが、パブリックコメントまでに本編の字句の修正、それから分かりやすい表現について、引き続き精査をした中で進めさせていただきますので、ご承知おきいただきたいと思えます。なお、計画全体の目標、それから取組の基本方針については変更の予定がございませんので、ご承知おきください。

星野委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　　それでは、何点かお聞きしたいと思えます。地球温暖化というのは一般質問でも

盛んに行われているところであり、いい計画をつくったと思います。実行計画になっておりますので、漠然と理念を掲げているという程度のものではない。すなわちパーセントをしっかりと区切っているわけですね、2030年度まで。

年度ごとの数値目標、これは工程表と言いましょうか。使用を減らす、再生可能エネルギーのような環境に負荷のかからないエネルギーの導入、そして当然事業者の方もかなり排出をされている状況があると思いますのでそこへの理解や啓蒙とか、いろいろやることは山ほどあると思います。アクションプランのようなものは今後作成するのか、まずお聞きします。

小林生活環境課長 委員おっしゃるとおりでありまして、この計画に基づいていかに実際に実現していくかということが非常に大きな課題になっていると承知しております。今回、目標として改めて国に沿った数値を示させていただきました。今後につきましては、詳細についてロードマップを作成した中で、行政・民間がどういう段取りで2050年に向けて進んでいくかというところをいずれ見えるようにお示ししたいとは考えております。ただ、今現在はまだ構想段階ということで、今後についてまた、関係機関等との調整・会議を経まして具体的につくり上げていきたいと思っております。

大平委員 構想とおっしゃらないで。もう計画もつくっているんですから。具体的に走るといことで、ぜひ早急にやっていただきたい。アクションプランなんかも期限目標を決めて、そこまでにロードマップをつくる。関係機関とおっしゃいました事業者や団体も含めて、早急に会議をする場の設定と議論の中身を決める。数値目標も掲げているわけですから、一つ一つしていくことが機運を高めることになると思います。ぜひ期限設定していただいてやっていただきたいのですが、いかがですか。

小林生活環境課長 具体的に進めるためにはそれが必要だと思いますので、まずそちらは早急に進めるようにしたいと思います。

大平委員 その上で、例えば太陽光だとか水力、地中熱、雪冷熱も含めて、市内には豊富な資源があると思います。計画を立てて方針を決めたからといってすぐに成るわけではない。環境省も、データを示しています。市内・県内には自治体ごとにどのくらいの資源が眠っているのか、エネルギー別ごとにどの程度あるのか、ホームページ等に載っていると思います。我が市での新たなエネルギーの獲得もぜひ取り組んでもらいたいんですが、その考えを聞いて終わります。

大塚市民福祉部長 おっしゃるとおり、本市内には様々な資源の可能性がございます。国もそういったものを示しておりますけれど、実際は具体的にどうやったらそれが本当に使えるのかというところは、いろいろとハードルもあります。そういったところも含めて、今後また真剣に検討していきたいと考えております。

横山副委員長 今、大平委員からもいろいろとお話がありました。先ほどの区域施策編の4番のところに各基本方針があり、市民、事業者、行政としっかりとすべきことが明示されています。紙面では出ていますけど、市民や事業者の意識化をどのようにして図っていくかということがないと、計画は立てたけれども7年後にはそんなに大きな変化がなかったということになってしまう。そうならないように、やはり市民や事業者にこの内容をもっと具体化してPRをし、一緒にやっていきたいと思いますという意識化を図ってほしいなと思っております。例えば、昨年度の暑さはどこから来ているのか。その影響がこうい

ころにあった。だからその地球温暖化に対して市民は何ができるのか。事業者は何ができるのかという部分の見える化をしていかないと、文面だけだとなかなか入っていかないと考えています。学校ではグリーンカーテンをやっていましたし、そういう実際に行動で示されるような、そんな意識化を今後検討して行ってほしいなと思います。その辺について何か考えがあったら教えてください。

小林生活環境課長　まさに地球温暖化推進会議でも、今のようなご指摘をいただいているところです。これまでの間も、市としましてはいろいろな取組は実際にしております。他市と比べてというわけではありませんが、かなり広く熱心に事業を進めているところですが、なかなかそれが見えてこない。あるいは見せ方が分かりづらいというような意見をいただいております。本当に、どのように見せるか。そうした中で、どのように意識を広げていくかということが課題になっており、今後も地球温暖化対策推進会議でいろんな検討を進めていきます。また、民間の方もそういった委員会に入っておりますので、貴重な意見をいただきながら施策に反映してまいりたいと考えております。

横山副委員長　今のことをお願いするとか、今までもやっているんですよね。花いっぱい運動をやっています。でも、それが今マンネリ化している部分もあります。そうじゃなくて、花いっぱい運動は地球温暖化対策に皆さん貢献しているんですよということを意識させていかないと。新しいことをするのではなくて、今までやっていたことが、そこにつながっているという意識が、私は大事なんだろうなと。

例えば、家庭では食品ロスの消費、生ごみの水切り。「お母さん、生ごみの水切りをしっかりとやって、ごみに出すことは温暖化の防止につながってるんですよ。」という、そういう意識化をどうやって図っていくか。特別な新しいことをここで何かをするといっても、これ以上新しいことは私はないと思うんです。今までやってきたことと、いかにこまめにきちんとやれるかという市民の状態。あと、事業者はどこをすればいいのか。それに対して行政はどういう支援ができるのかという、3つのサイクルがうまく循環できるような具体感を示すと、市民もそれでいいんだなということで一生懸命やってくれるのではないかなと思います。

ここに書いてあることをやってきて、それでいいんだと認めてもらえると、皆さん頑張れる。こう私は思って、その辺のところも考えていただければと思います。

小林生活環境課長　まさにこれまでも、取組がどれだけの温暖化防止に効果があったのか、そういう見せ方をしてよという意見もいただいております。夏・冬のエコチャレンジについても今まで数字だけだったんですけれども、今回の取組で杉の木何本分の効果が得られたよだとか、そういった見せ方というものを引き続き研究してまいりたいと考えています。

大平委員　住民・事業者への周知の際に、そうやればいいのかという具体化に向けた市民へのアクションとしてワークショップでもいいですし、セミナーでもいいですし、公民館事業でも市内各所で大いにやっていただいて、機運を高めていただきたいというのを申し添えておきたいと思います。もしお考えがありましたら聞かせてください。

小林生活環境課長　これまでも取り組んでいる施策ではありますけれども、そういったことを地道に続けていく中で、地球温暖化対策のワークショップですとか、環境フェアですとか、今年度もワークショップを実施しております。そういったところに参加してもらえるように、また関心を持ってもらえるように工夫してまいりたいと考えております。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) 異議ないようですので、そのように決定いたしました。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (14 : 28)

再　　開 (14 : 40)

星野委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 魚沼市立小出病院経営強化プランの策定について

星野委員長　次に、(3)魚沼市立小出病院経営強化プランの策定についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　それでは、魚沼市立小出病院経営強化プランの策定についてであります。これまで計画の概要やスケジュールにつきまして説明してきたところではありますが、このたび案がまとまりましたので説明します。なお、この計画につきましても、地球温暖化対策実行計画と同様に計画の本文につきましては、この後予定のパブリックコメントで募集するまでに文章・文言等で調整や修正を入れる部分がございますので、お含みおきいただきたいと思っております。

詳細につきましては、岡部健康増進課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

岡部健康増進課長　(資料「魚沼市立小出病院経営強化プラン (案)」により説明)

今後のスケジュールです。地球温暖化対策実行計画と同様に進んでいきますが、まず明日1月31日に病院運営審議会においてこちらの案について最終確認をいただき、2月9日から3月8日の期間でパブリックコメントを募集する予定としております。また、新潟県の医療構想とも関係することから、2月下旬の開催予定となっております魚沼圏域医療構想調整会議においても審議いただくこととなっております。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) 異議ないようですので、そのように決定いたしました。

(4) 重度心身障害者施設について

星野委員長　次に、(4)重度心身障害者施設についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。本件についても、前回の委員会で大平委員から所管事務調査として取り扱ってほしいとの意見がありました。それでは、大平委員から質問をお願いいたします。

大平委員　重度心身障害者施設については、この委員会でも質疑した記憶がなく、議論された経緯がありません。改めて一定程度おられる重度の身体障害者の方々の市内の状況をつかむことが大事です。それから、一部の方から施設の整備等を望む声があり、しっかり議

会で議論したらいいのではないかなとということで、今回あげさせていただきました。

現在、この重度の心身障害施設というのは、障害者基本計画等にも載ってこない部分なのかなと思っております。県に預けているのか、自治体独自で取り組むべきものというのを仕分けをしているのか、そこら辺が少しよく分からないので、入り口の部分から少し考え方を聞かせていただきたいなと思います。

星野委員長 本件について、執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 整備の主体といたしますか、そういったところの質問かと思えます。

どちらが整備をしても特に問題はないかと思えますが、ただこの障害者の関係の福祉制度やそれにまつわるサービスにつきましても、とても専門性が高いものになるという認識があります。体や心をケアする医療面ですとか、社会的なところの療育支援、医療と福祉が両方を併せ持ったような知識がこの施設に求められるところでもあります。そうすると、単独の自治体でそこを整備していくというのはなかなか厳しいところがあります。そこがまた大きい建設に結びついていかないところなのではないかなとは考えておりますが、実施主体はどちらであっても構わないものと思っております。

大平委員 単独の自治体では、なかなか整備は困難という話でございました。個々の身体障害及びその他の障害についてはケースバイケースで、人材の確保も必要ですし、多額の費用もかかるということは分かります。ただ、少ないといっても、そういう障害の方やご家族の方が非常に困難な状況を抱えているということを考えますと、魚沼圏域の中で整備を考えていくべきではないかなと思います。今のところ、対象の方の入所は多分長岡になっているかなと思いますが、やはり魚沼でちゃんと議論をして整備を進めるべきではないかなと思います。その辺の検討状況や議論の状況が、もし分かりましたら聞かせてください。

戸田市民福祉部副部長 魚沼圏域でも、結論から申し上げますと、今現在施設を整備するという検討はないと県からも聞いております。

大平委員 重度の心身障害者及び障害児等は、具体的には何人ぐらい市内にいらっしゃるのか。また、市内でつかめなかったら、魚沼圏域の中でどの程度いらっしゃるのか。数字が分かりましたら教えていただきたいです。

戸田市民福祉部副部長 どのような方を重度心身障害者と言うのかというと、それぞれの制度やサービスが異なるため一概には言えないんですが、例えば新潟県の重度心身障害者の医療費助成の対象者、こちらは身体障害者の1級から3級ですとか、療育手帳のA、それから精神障害者の健康福祉手帳1級、重いほうの方が該当になる医療費制度なんですが、新潟県全体だと約3万8,000人、魚沼圏域では約4,600人。それから、魚沼市では令和4年度末で1,121人が、こちらの受給者の対象となっております。もしかすると、重症心身障害児者という肢体不自由の手帳に1級・2級かつ療育Aまたは診断書、いわゆる重複した重度障害児者で見ると、これは令和2年度末の新潟県の調査なんですが、新潟県全体では1,284人、魚沼圏域で75人。これは魚沼市単独での数字が出ていないんですが、人口から換算すると15人前後と思っております。

大平委員 後段でおっしゃられたのは、肢体不自由な方1級・2級、重度の知的障害を含む療育手帳Aの本当に重度の方の数字ではないかなと思います。少人数とはいえ、大変な状況と家族や周りの方は生涯にわたって関わっていかなければならないし、障害を持った方々が安心して暮らせる状況に整備するということについても、この重度の方々ともやは

り真剣に向き合う必要が私はあると思います。議論されていないような話もありましたが、私はぜひ議論していただきたいなと思います。できればそういう人たちの意見が反映されるような制度があつてしかるべきかなと思うので、そこら辺の考え方について、もう一度副部長に聞きたいです。

戸田市民福祉部副部長 施設の整備につきましては、具体的な案というところでは出ていないと聞いておりますけれども、魚沼圏域は南魚沼地域振興局がつかさどっています。そちらに子ども療育支援部会というものがございまして、重度心身障害児に対する福祉や制度について定例的に話し合われております。その中で個別サービスの放課後等デイサービスであるとか、医療的ケア時の対応ですとか話し合われております。その中では、施設整備より人材不足というところがやはり言われております。より専門性の高い人材が、なかなか育っていかないというところもあります。魚沼市につきましては、障害者の人材確保支援事業に今年度から予算をつけていただきましたので、人材を育成する支援を考えてまいりたいと思っております。

大平委員 今、障害児とおっしゃいました。でも、その子たちが成人し、だんだん中高年、高齢化になっていく。今10名程度の方々が実際どのような年代なのか私は分かりませんが、生涯にわたって関わり、整備をしなければならないかなと思います。そうすると、介護の部分にもつながりますよね。障害であってもデイサービスだとかホームヘルプだとかいろいろ形があるかと思えます。特に障害を持っている方々への地域包括等の考え方も厚労省から示されていると思いますが、私はこの重度の障害者の方もそういう考え方で議論していくというのが大事ではないかなと思います。

現状では、そのような考え方で進められているのか。あるいは、前を向いているのか、後ろを向いているのか。現状の考え方を聞かせてもらえますか。

戸田市民福祉部副部長 やはり子どもというところでは、子どもの年代から学校へのステージが変わっていくような、大人と比べるとその都度その都度のステージを移行する機会が増えるということもあり、その場面に特化した話合いというのは大人に比べると多い状況にあるかと思えます。ただ、18歳以上の方についても、相談支援事業所といったところで支援プランをたてたり、あとは市全体としても今年は基幹相談支援センターができました。相談支援事業所と定例的な話合いを持つなどして、ケースについて深めていけるようになり、魚沼市とすれば今年からそこについて踏み込んでいけるようになったと思っております。

課題とすると、障害福祉から65歳になったとき、介護保険への移行というところで、まだまだお互い障害・介護の事業所とステージの橋渡しが、うまくいっていないような現状も見受けられます。そこを基幹相談支援センターなどがもう少しリーダーシップを取るなどしてスムーズに移行できるよう考えていくのが、魚沼市とすると課題と捉えております。

大平委員 対象者の方、家族の方等の実情も、把握する必要があると思います。そういう意味で、例えば精神科学会といった家族会のようなものがあれば、そういうところを通じてということもあるかと思えます。現状では、家族を支えるような組織は存在するのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 精神障害者の家族会は、恐らく市内では一番古くから活動されているのではないかと思います。そのほか、発達障害の関係の方の家族の会などありますし、

あと聴覚障害の方の会などもございます。それぞれそういったところで活動はしていただいております。

大平委員 重度の方々についても、同じく今おっしゃったような形で会があるということによろしいですか。

戸田市民福祉部副部長 私が分かる範囲では、重度の方の会というところでは承知しておりません。ただ、身体障害者の組織を立ち上げたいという話は聞いておりますが、まだ具体的にいつに決まったという情報は入っておりません。

大平委員 先ほど伺いました当事者の方々と、何らかの形で聞き取りや意見、あるいは懇談のような場を設けていく必要もあるのかなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 現在、策定中の次年度から3年間の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を立てる際に、今回初めて全部の団体ではないんですが事前に6団体ほどからヒアリングを設けました。それは家族の会もちろん入っており、スポーツ団体ですとか含めて6団体でした。アンケートで毎回取っていますが、こういったところで直接お話を聞くというのもとても有意義でしたので、次回以降もやっていきたいと考えております。

大平委員 国の支援制度が主だと思うんですけども、障害者の支援サービスの中でも重度心身障害者医療費助成も含む重度の方々の支援制度というのは、現段階ではかなり充実したものであるのでしょうか。それとも足りないところが多々あるのか。その状況は今どうなっているのか、伺いたいと思います。

戸田市民福祉部副部長 国の示すメニューは本当に多岐にわたっていると思います。ただ、そのサービスを網羅できる事業所がなかったりですとか、そういった人材がないというところは課題になっていると思います。

大平委員 うおぬまケアステーションという長岡療育園がしているところですが、かなり前に来ていただいたという経緯があると思います。対象となっているような方々への支援という意味でも、事業所の考え方とか方針も含めて議論していく必要があるかなと思います。今までは事業者の方々と意見聴取などの機会はあったのでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 障害福祉の大きな組織として、自立支援協議会というものがございます。その中では、うおぬまケアステーションはもちろん、それ以外の事業所の方なども入っておられます。全体の大きな会もございますし、各種部会もあります。そんな中で事業者の方とは話す機会もございますので、また今後も引き続き意見聴取に努めてまいりたいと考えております。

星野委員長 ほかにありますか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。こちらにつきましても、また新しい情報が入りましたら当委員会に報告をお願いいたします。本件については今回で調査を終了いたします。

(2) その他

・固定資産税に係る専用住宅の高床式住宅に適用する経年減点補正率の見直しについて

星野委員長 日程第2、その他を議題とします。まず初めに、固定資産税に係る専用住宅の高床式住宅に適用する経年減点補正率の見直しについて、執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　それでは、固定資産税に係る専用住宅の高床式住宅に適用する経年減点補正率の見直しについてであります。固定資産税の中で高床式住宅に適用する経年減点補正率の見直しを令和6年度に予定しております。この概要につきまして、大羽賀税務課長が説明いたしますので、よろしくお願ひします。

大羽賀税務課長　（資料「固定資産税に係る専用住宅の高床式住宅に適用する経年減点補正率の見直しについて」により説明）

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・後期高齢者医療保険料の改定について

星野委員長　次に、後期高齢者医療保険料の改定についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　後期高齢者医療保険料の改定についてであります。後期高齢者医療特別会計における後期高齢者医療保険料につきましては、基本的には2年ごとに保険料率等の見直しが行われるところでありますが、来年度令和6年度が改定の年度となっており、保険料率等は増額となる見込みとなっております。改定予定の保険料率等につきましては、1月19日に開催されました担当課長会議で改定案が示されました。まだ決定事項ではないということから、公表しない扱いとなっているため本日はお示しできませんが、当初予算では改定後の保険料率で算定した歳入を見込む予定としております。上がる予定になっているということにつきまして、本日報告させていただきました。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）ないので、そのように決定いたしました。

・令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針等について

星野委員長　次に、令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行につきましては、市全体の公共交通体系の見直しに向けた調査や既存交通の利便性の向上のための実証運行を行う予定としております。そのほかの路線バスにつきまして、新年度の運行に関する最新の動向についても併せて報告します。概要につきましては、小林生活環境課長が説明しますのでよろしくお願ひいたします。

小林生活環境課長　それでは、私から報告をさせていただきます。去る1月12日に、魚沼市地域公共交通協議会におきまして、令和6年度の協議会事業の取組、それから令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針について確認をいただいたところであります。その概要について報告させていただきます。

初めに、地域公共交通協議会事業としての取組ということで、令和7年度に魚沼市の地域公共交通計画の改訂作業がございます。そちらを視野に、本市における地域公共交通の

再構築に向けた基礎調査、検討、それから当該地域の公共交通を包括的に見える化するマップデザインの作成に新たに取り組むこととしております。

1点目の基礎調査の検討でございますけれども、そちらは地域公共交通を取り巻く現況の整理、人流及び公共交通利用状況の整理、市民団体等へのヒアリング、再編の課題、公共交通再編の比較検討というところで整理をし調査を進めていきたいと考えております。

それから2点目の地域公共交通マップデザインの作成でございますが、今現在乗合タクシー、路線バス、只見線、それぞれの分野での時刻表等が用意されておりますけれども、こちらを統括し乗り継ぎも分かりやすくなるようにデザインを検討した中で、市の公共交通として取りまとめをして見やすくしたいと考えております。

それから、路線バス事業者からの現況報告がございました。報告の内容としましては慢性化する運転手の不足、こういった部分が非常に大きいということでの報告をいただきました。今現在、退職者が出たことによって時間外労働でありますとか、あるいは貸切りバスの運転手を路線バスの方に従事していただいているとか、いろいろ対応に苦慮しているという状況だそうです。また、今後2024年問題ということで、事業用自動車の改善基準の告示を控えております。こうしたことから、バス事業者といたしましては生活交通路線の維持と運転手の労働環境の担保、こういったことを踏まえた中で今後見直しが必要になってくると、現況の報告がございました。

こうした中で、やはり通勤通学以外の比較的、影響の少ない部分での見直しが今後見込まれるというような状況でございます。協議会としましては改めて交通基礎調査を今後行うとともに、令和6年度の路線バス・乗合タクシーの運行方針についても確認をいただいておりますので、主にその乗合タクシーの再編について報告させていただきます。

まず、湯之谷地域の乗合タクシーの再編でございますけれども、こちらにつきましては現在小出市街地から葎沢地域までの間としている状況でございますが、この区域を拡張するというところでございます。路線バスにつきましては小出・栃尾又線になりますが、今後も中学生等の通学利用が見込まれる部分について朝夕の時間帯に定時定路線の大量輸送手段として存続していく予定としております。乗合タクシーにつきましては、路線バスが運行しない間の時間帯といったところでの運行便数増便ということで区域の拡大、路線バスとの役割分担を図るということで、それぞれの交通事業者と今現在調整を進めているところでございます。

次に、守門地域の乗合タクシーの再編についてであります。こちらにつきましては、高倉乗合・福山新田乗合・赤土乗合・赤土小出乗合タクシーと4系統ございますが、そちらの系統を統合して2つの起点をもった路線に再編をしたいというところでございます。これも時間帯によりまして小出市街地までの直通便ができないかと検討協議を進めているところです。あと、日中の時間帯でございますが、守門地域内における時刻表も複雑でございましたので、フルデマンドの時刻表や乗降場所がない形態の乗合タクシーの運行ということで、実証運行をしたいと調整を進めているところでございます。

最後に、AIオンデマンドシステムの導入です。こちらにつきましては小出地域を対象とし、デマンドやオンデマンドと自由に移動できる公共交通システム、委員会でも視察等に行かれたかと思っておりますけれども、リアルタイムに発生する情報リクエストに対し乗客が電話、あるいはスマートフォンのアプリといったものから予約をすることによって、人工

知能が最適な乗合わせを判断して車両の配車、運行の指示を行うということで効率的な運行の実現を想定しているものです。これにつきましては、高齢者に限らず幅広い年齢層をターゲットにし、地域交通の認知度、運行効率の向上、乗合タクシーの利便性の向上を目的とし、この実証運行をしたいと考えております。概要につきましては以上でございます。

星野委員長 公共交通に関しましては、最後のところになるんですけども、市民の声を聞く会での要望等が多かったので、こちらは進捗状況調査（案）で2項目のうちの1項目にあげさせていただいております。それでは今回は報告のみとさせていただきます。

関矢委員 1点だけいいですか。今ほどの説明の中で、令和6年度の路線バスと乗合タクシーの運行方針、特に湯之谷地域または守門地域が多少変わるのでないかというようなことが、今協議会で協議をされているようです。4月1日からそれになるんだと思いますけれども、その案をこの委員会には出せないのでしょうか。

小林生活環境課長 この時刻表につきましては、例年3月の上旬から中旬にかけてバス事業者から公表されるものでありまして、事前に私どもで早めに公表させていただくことがなかなか難しいかと思っております。ただ、情報としてなるべく早く具体的にどういった影響が出るのかをお伺いした中で、乗合タクシーとかそういった部分のできる調整はして反映させていきたいと考えております。

関矢委員 議会にも市民からの声がいろいろと来ている中で、やはりこれが一番の課題であります。特に、守門地域で4系統が2系統になるというような話でした。そういう変化があるときには早目にやはり委員会に出していただいて、我々の意見も聞いていただきたい。これは委員長にもお願いをしたいんですけども、配慮いただけるようお願いいたします。

星野委員長 本件につきましては、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）ないようですので、そのように決定いたしました。

・新ごみ処理施設について

星野委員長 次に、新ごみ処理施設についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長 新ごみ処理施設についてであります。新ごみ処理施設の整備につきましては1月10日の市長の定例記者発表で現施設の隣接地を建設予定地として決定した旨を報告したことにつきまして、公表の前段に議員の皆様にもお伝えしておったところでありますが、改めて報告します。また、今後のスケジュール等につきまして、概要を米山新ごみ処理施設整備室長が説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

米山新ごみ処理施設整備室長 （資料「新ごみ処理施設整備事業スケジュール（予定）」により説明）

この資料には記載しておりませんが、この期間を通じて中島区や周辺区との相談・説明など合意形成を図ってまいりたいと考えております。また、市報やホームページなどを通じて事業の進捗状況を適宜お伝えしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、ごみ処理施設は現状におきましても、周辺環境への配慮、安心安全な運営というものを最優先事項にして運営しております。新施設になったことでこちらを当然守っていくことに加えて、市民サービスという面でも使いやすくして便利である。また、その一方でごみの減量化ですとか環境啓発を図っていくなど、ハード・ソフト両面

において新施設になってよかったと市民の方から感じていただけるように、丁寧に事業を進めてまいる所存でございます。以上で説明を終わります。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　昨日の総務委員会で、公共施設再編整備計画の変更も進められているとのことでした。その中に、今までは管理運営のためのPPP・PFIの推進を積極的にすると。今後は施設の更新等からPPP・PFIを推進するよという文言に変わるわけですが、このごみ処理施設については基本計画が6年度から始まります。そういう中で、これを検討する考えがあるのかないのか。まずお聞きします。

米山新ごみ処理施設整備室長　今ほどの委員の質問ですけれども、このスケジュール表にあります基本計画・設計等の中でPFIの可能性調査というものも同時に計画をしております。当然、国もPPPを推進する立場で官民連携をしてやるよというところがうたわれております。この中でしっかり魚沼市に合った形というものを考えていきたいと思っております。

関矢委員　これは令和13年度に供用開始になるんですよね。時間がない中で行うとなると、この設計業務だとか建設業務、または次の運用も加味した中では、やはり官民連携をしっかりと考えていくべきだと思います。そこは私の意見として付しておきます。

星野委員長　先ほどのところは会議録で訂正させていただきます。ほかに質疑はございませんか。

横山委員　先ほど、地球温暖化対策実行計画できちんと説明がありました。そして、新しいごみ処理施設がこれから出てくる。先ほどの計画とこれはすごく関連性があり、ものすごく大事な施設だろうと感じています。温暖化対策で、再生可能エネルギーをいかにして使うか。併せて、出てくるエネルギーをどのように使えるのか。そこをきちんとしないと。物は物、計画は計画ではなくて、ちゃんと実行してますよという部分、施設で検討してもらいたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

小林生活環境課長　先ほどの温暖化の実行計画も踏まえた中で、今おっしゃったとおり再生可能エネルギーをどのように活用していくのか。そういった辺りも今後、基本計画の中で具体化していきたいと考えております。

大平委員　今ほどの議論に続くんですけども、エネルギー利用ということと同時にごみの焼却に伴う熱利用ということの中で、複合的な施設も計画等でしっかり議論する必要があるのではないかなと思います。それを含んだ計画とする考えがあるのかないのか、お伺いしたいと思います。

大塚市民福祉部長　今ほど委員がおっしゃられました、廃熱利用あるいはエネルギーの利用の部分につきましては、これからの施設で補助の要件にもなっておりますし、必須の部分であります。そちらにつきましても、今後具体的な検討を進めていきたいと考えております。

大平委員　議会等で行政視察へ行った経緯がありますが、先進事例は幾らでもあります。この地域で本当にどのような利用の仕方がいいのか。規模はどの程度がいいのか。十分に精査していただきたいと思ひます。ぜひこれからの施設の展望を考えてしっかり造っていただきたいと、意見として付しておきます。

星野委員長　ほかにありますか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件については、

引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。ここでしばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (15 : 39)

再 開 (15 : 50)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・健康増進課所管条例の改正について

星野委員長 次に、健康増進課所管条例の改正についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長 健康増進課所管の条例の中で幾つか2月定例会で改正をしたいものがあり、概略のみ説明をいたします。資料はございませんのでよろしくお願いします。

1点目は、修学資金貸与条例と修学基金条例の改正であります。現行の修学資金貸与条例では、医師と看護師について卒業後には市内の医療機関に勤務することを貸付け、返済免除の条件としておりますが、対象職種に保健師を追加し、勤務先に介護事業所や障害福祉事業所を追加したいというものであります。これは、医療機関のほかに介護・障害福祉現場でも看護職が不足していること。包括支援センターでは、配置基準に保健師または看護師の配置が必須となっていることなどの需要に対応するほか、市内の就労先の選択肢を増やすことによって人材の確保を図りたいというものであります。併せて、修学基金条例につきましても関連する部分の改正を行いたいと考えております。

2点目は、診療所条例の改正であります。これは守門診療所の一室であります旧歯科診療所をテナントとして貸し出すことを可能にする改正を加えるというものであります。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 守門診療所内の隣のスペースの歯科診療所を貸し出しできるような条例改正ということなんですけれども、この条例改正の目的というのは何ですか。

岡部健康増進課長 場所については、委員のおっしゃられたとおり以前、歯科診療所として使っていた場所を考えております。守門診療所で医科の診療は行っておりますが、地域的に医療の資源は市内のほかの地域と比べても少ないということで、医療に関わるものをテナントとして入れたいと考えております。

関矢委員 一つは、広瀬谷に一件あった歯科が廃業になりなくなって、そのための開業みたいなものも聞こえてくる。そのことと、もう一つは介護計画の中にも関係してくるんですけれども、口腔の健康維持が介護予防になるということで、そのためには今言われたように平地のところ診療所を置き、高齢者が通えないところを訪問診療したい。そのための拠点づくりみたいなことを目的に条例改正をして公募すれば、私はいんじゃないかと思えますけど、それについていかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 今、委員からの意見もございましたけれど、そういったところもまた参考にさせていただきたいと考えております。

星野委員長　ほかはよろしいでしょうか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) ないようですので、そのように決定いたしました。

・ 帝京大学・新潟県との医学部地域枠に係る協定締結について

星野委員長　次に、帝京大学・新潟県との医学部地域枠に係る協定締結についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　帝京大学・新潟県との医学部地域枠に係る協定締結についてであります。このことにつきましては既に情報提供をさせていただいております。令和5年12月26日に新潟県庁におきまして、帝京大学及び新潟県と医学部地域枠に係る協定の締結の調印式の実施を行いました。

概要につきましては、岡部健康増進課長が説明しますのでよろしくお願いたします。

岡部健康増進課長　(資料「帝京大学、新潟県との医学部地域枠に係る協定締結について」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　新潟県でこの制度をやっているんですけども、指定勤務期間後のマッチング率が低いというような報告もあります。対象となる学生は新潟県を問わず、いわゆる一般的な大学の受験資格、日本国籍を持って高校の単位を取った、そういった学生が対象ということですか。

岡部健康増進課長　県の担当者からは、新潟県内に限らず全国の学生が対象と聞いております。

本田委員　今回は帝京大学さんと魚沼市との協定の話でありますけども、一般論として新潟県人が残留率がより高くなるのかなと思うんですけども、そういった議論というのはないですか。

岡部健康増進課長　やっぱり地元への愛着というのは非常に強いとは思っておりますし、県の担当者でも、いかにその学生時代から新潟に愛着を持ってもらうか、そこがポイントだということはお話しています。今回帝京大学さんと御縁をいただきましたので、学生の時代から魚沼に愛着を持っていただいて、指定勤務を終えた後も魚沼の地に残ってほしいという思いはあります。愛着を形成していくことが重要かなと考えております。

本田委員　出身地を絞るとするのは、受験生の受験する権利を奪うみたいな、そういう議論はないですか。例えば、東京の子は新潟県ばかりそういった枠をつくるから僕らの受験資格がなくなる。それは受験する権利を奪うことだとか、そういった話はないですか。

岡部健康増進課長　県のほうからは、そのような話は聞いてはおりません。

星野委員長　ほかにありますか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については以上といたします。

・ 介護保険料について

星野委員長　次に、介護保険料についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長　それでは、介護保険料につきまして口頭でお話をさせていただきます。前回のこの委員会で、介護保険事業計画についてご説明する際に介護保険料についてもお話をしましたが、3年に一度の介護保険報酬改定に合わせて魚沼市は、次年度の令和6年度から令和8年度の3年間の介護保険料を現在算定しております。12月末に国から介護報酬が示されましたので、計算した結果、当市の標準月額につきましては、引き上げなしで現行と同じ6,380円とすることを考えております。この介護保険料につきましては、条例案件でございますので2月定例会に向けて現在調整中ですが、現行と同じ標準月額で算定しまして、もし不足が生じた場合は、基金を投入することで対応したいと考えております。

今回の介護保険料改正に当たり国の考え方として、まず区分の標準階層について、国は現行9段階なんですけど、それを13段階へ増やすこと。また、標準月額に掛ける各区分の乗率の掛け率につきましては、高所得者を引き上げ、低所得者を引き下げることを示しております。市としましても、その考えを踏まえた設定を検討しておるところでございます。繰り返しとなりますが、本件は2月定例会で条例提案を予定しておりますので、よろしくお願いたします。なお、次の2月定例会では介護保険条例の改正のほか、国の介護保険制度改正によりまして地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例などサービスの基準に関する3件の条例改正と、堀之内の地域密着型特養、鮎の里の指定管理者の指定について提案する予定としておりますので、よろしくお願いたします。

星野委員長　こちらは2月定例会で提案ということですので、質問を省略させていただきます。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) ないので、そのように決定いたしました。

・文化財展示室について

星野委員長　次に、文化財展示室についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　旧広神庁舎1階部分の利活用ということで、文化財展示室に転用することをこれまで説明してきたところであります。令和5年5月の委員会では、旧庁舎改修工事の概要について説明いたしました。その改修工事を今年度実施いたしまして、次の段階としましては、展示内容ですとか展示方法についての検討とその制作に進んでいくということになります。本日は今後のスケジュールについて、説明させていただきたいと思っております。説明は生涯学習課長からさせていただきます。よろしくお願いたします。

青柳生涯学習課長　(資料「文化財展示室整備事業進捗状況」、「文化財展示室オープンスケジュール(予定)」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) ないので、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・こども家庭センターについて

星野委員長　次に、こども家庭センターについてを議題といたします。執行部に説明を求め

ます。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、こども家庭センターについて説明させていただきます。現在、本市の子ども課には、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターがそれぞれ設置されています。児童福祉法の改正によりまして令和6年4月からこれらの機能を統合した、こども家庭センターの設置が努力義務化されることとなっております。これを受けて、本市でも設置を検討しているところであります。内容については、子ども課長から説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

関子ども課長　（資料「魚沼市こども家庭センター（案）」により説明）

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　今の説明で2つの機能を1つにすることですが、これは人力的には職員体制を見直して増やすとか減らすとか、そういうものはあるんですか。

吉澤教育委員会事務局長　母子保健と児童福祉の一体的な連携の強化という点に関しましては、魚沼市は以前から既に子ども課の中に両機能があるということで、大幅な人力的あるいは組織的な改編というのは想定しておりませんが、ただ児童福祉法の改正の趣旨にかなう、その満たすべき基準については、そろえる必要があります。それについては引き続き今検討している最中であります。

大平委員　一体的にということの説明がありました。合同ケース会議の開催とかサポートプランの作成とか、今までにない動きを、職員の中でやらなければならないのか。それとも、今までの延長線上でやれるものなのか。マネジメントとさっきおっしゃいました。職員がかなりレベルアップしないと、なかなか難しいのかなと私は聞いて思いました。職員の育成とかに関わるものは、こども家庭センターを設置する際には必要に迫られていくものではないかと思ひます。その辺の育成については何かお考えはあるんですか。

関子ども課長　まず機能の面ですけれども、現在子育て支援係には総合支援拠点、母子保健係には包括支援センターとあります。こども家庭センターになったから大幅な変更というものはなく、延長線上の強化と考えております。あと、統括支援員につきましては、児童福祉と母子保健の両方を見て、マネジメントしながら子育て支援に結びつけるという任務があります。今の国では、その統括支援員に関する認定研修制度と申しますか、4月から順次準備をして受けてもらうというようなことで説明があります。国からそういう通知があった場合は、統括支援員については研修に参加して、児童福祉・母子保健の理解を深めながらマネジメント業務に当たってもらおうと考えております。

大平委員　利用される方々については、何か変わったことで今までと違うような対応をされるのか。それとも、今までの延長でやるのか。

関子ども課長　今までの延長線上で充実を図っていくということであります。

星野委員長　ほかにありますか。（なし）なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

次の日程は、市民の声を聞く会での意見要望事項の取扱いとなります。こちらは委員会内部での協議事項となりますので、執行部からそのほか報告事項等がありましたら先にお願ひいたします。執行部は、ほかにありませんか。

・不登校児童等について

吉澤教育委員会事務局長　　その他で1点お願いいたします。資料を用意してありますが、不登校についてです。まだ年度の途中ではありますが、最近また不登校が増えているというようなこともありまして報告させていただきます。

(資料「不登校児童等について」により説明)

不登校につきましては、国県との出現率の比較も例年しているところですが、いずれも年度が終わってしばらく経たないと国県から数字が出てきません。それが出てきたら、また改めて報告をさせていただきたいと思います。今日のところは、12月末現在でいずれも増えているということの説明とさせていただきます。以上であります。

星野委員長　　ほかに委員の皆さんから執行部に対して何かございますか。

関矢委員　　まず1点目なんですけれども、介護保険事業計画、また障害者福祉計画等が、2月8日までパブリックコメントになっているかと思います。委員会で説明がありましたけれども、パブリックコメントが終わった後の成案になるまでの工程を、委員会でまたもう一度その報告と我々との調査が出来るような時間対応は考えておられますか。

戸田市民福祉部副部長　　前回の3年前の例でいきますと、パブリックコメントの結果を委員会で報告しておりましたので、そこについては報告する予定でおりました。

関矢委員　　先ほども言いました介護事業計画の中で、介護予防というのは、やはり口腔の健康管理が非常に重要だということで、これに向けた取組というのはなかったかと思います。その辺の検討をまた、いただければと思います。それともう一つは、平成30年に国で設けられた制度で、共生型サービスの普及により、特に魚沼市で高齢者の障害者施設で介護サービスを受けているような現状が見られるかと思います。共生型サービスを普及することによって、障害者施設が介護保険を使った中でもサービスができるような特例がある所があるかと思いますが、これに向けた取組についても検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　　関矢委員がおっしゃられたことにつきましては、今パブリックコメントに出しているものの中味などを見て検討させていただきたいと思います。

関矢委員　　もう一つなんですけれども、12月12日の当委員会では説明がありましたが、債権管理条例の一部改正についてです。このときも、さっと流してしまって、その後読んだ中でまた調査をしたいなと思っていたんですが、その後1月5日の会派代表者会議の中で副市長から次回の委員会で説明する旨の話がありました。今回、この委員会でなかったんですけれども、この条例改正は第1回定例会に提案する予定ですか。

大塚市民福祉部長　　提案する予定としております。

星野委員長　　しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (16 : 23)

(休憩中に意見交換)

再　　開 (16 : 26)

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

関矢委員 今話題になっている大谷翔平さんからのグローブが、たしか魚沼市にも届いたかと思えます。マスコミでもその取扱いについては騒がれておりますけれども、魚沼市の教育委員会として各小学校でどういう取扱いをなさいますとか、統一的な見解はなされているのかお聞きしたいです。

吉澤教育委員会事務局長 グローブの現物につきましては、先週1月26日の校長会の際にそれぞれ各学校に校長から持って行ってもらったということでもあります。実際どのような取扱いをするかについて、教育委員会で統一した指示をしているということではなく、各学校で児童数や使用の様態もそれぞれ違うことから、それぞれの学校に合った使い方を各学校でもらっていると考えております。

関矢委員 これは私の意見ですけれども、大谷翔平選手がこのグローブを送ったのは小さい子どもから野球に愛着を持っていただきたいというようなことから寄贈されたかと思えます。その思いが伝わるような取扱いを各小学校にさせていただければと思います。

星野委員長 ほかにございませんか。

大平委員 不登校のことについて、今増えているとおっしゃいました。それは、県内の小中学校に比べてどうなのか。平均なのか、それとも我が市はフラワーームなど学校に行けない子の対応を非常にしているのか、この程度に抑えられているのか。それとも思った以上に増えているのか。懸念がありますので、状況をもう少し詳しく聞かせてもらえますか。

吉澤教育委員会事務局長 年度の途中ということでもありますので、国県はまだ数字を集計しておりません。今時点での比較というのは出来ない状況です。ただし、令和4年度末の数字で比べますと、不登校出現率につきましては、小学校においては国県のいずれよりも下回っていますが、中学校につきましては、国は下回っていますが県は上回っているという状況です。その数字よりも、今時点で出現率は既に本市の場合は上がっています。全国的にも不登校児童生徒数は増えているという報道もされておりますので、国県においても昨年よりは不登校出現率が上がっていると推測ができます。今の時点で本市が国県を上回っているかということについては、数字を持ち合わせておりませんが、増えているのは全国的な状況であって、本市だけが何かの理由があり特に増えているという認識は今のところしておりません。

大平委員 フラワーームの利用をされていない児童生徒の方もいると思うんですけれども、そこへは現状でどのような対応をされているんですか。

吉澤教育委員会事務局長 各学校に別室登校の支援の部屋がありますので、そちらを利用している生徒児童がいます。それから、それ以外にこちらから出向いていっての学習支援など、そういう支援をする活動もしています。児童生徒本人や保護者については、スクールソーシャルワーカーですとかスクールカウンセラーが訪問したり来てもらったりして、相談を受けたりいろんな悩みごとを聞いたりということはしております。何らかの接点を、ほとんどの児童生徒は持っているという状況であります。

大平委員 待たないとこの年度の数字は出てこないと思えますけれども、やはり我が市も増加傾向ということですか。全国的な傾向として、今取り上げられクローズアップされています。今のフラワーーム及び各学校での対応について、我が市もこれにプラスアルファで見直しを行うのか。そこら辺について、お考えがあれば聞かせていただけないでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　不登校の理由というのは本当にいろいろでありますし、児童生徒本人も分からないというようなこともあります。特効薬的なものがあるということではないんですが、本市の場合、学業の不振という理由で不登校になっている児童数がそれなりの数います。フラワーームを活用するなどして学習支援に力を入れていくなど未然の策としては、今、既に具体的に検討しているところであります。

星野委員長　しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休　　憩（16：32）

（休憩中に議長の発言等）

再　　開（16：35）

星野委員長　休憩を解き、会議を再開します。

ほかに執行部に対しては、よろしいでしょうか。（なし）ないようでしたら、ここで執行部からは退席願います。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（16：36）

（執行部　退席）

再　　開（16：36）

・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

星野委員長　市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題とします。この件につきましては、2点ほどお願いいたします。

まず1点目は、昨年10月31日に開催された第2回市民の声を聞く会、議会報告会の意見交換の中で出された意見・要望事項を広報広聴特別委員会でまとめたものであります。この取扱いについて、各常任委員会で協議するよう依頼を受けました。時間の都合上、正副委員長であらかじめ取扱いについての案を入れてありますので確認いただきたいと思います。なお、堀之内会場は私が参加しておりませんので横山副委員長から入れていただき、広神会場は私のほうで入れさせていただいております。

しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（16：38）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（16：51）

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、また皆さんから、もう一度見ていただきご意見等ございましたら、お知らせいただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、2点目でございます。令和3年11月から令和5年11月までの計5回の市民の声を聞く会での進捗状況について、広報広聴特別委員会より令和6年4月25日の議会だよりに掲載したい旨の依頼がありました。全ての進捗は載せられないため、福祉文教委員会が所管するもので意見の数が多かったものなど別紙から最低2項目、対応状況や今後の方向性を記載するものであります。あらかじめ、案として私のほうで地域公共交通と部活動の地域移行、先ほど来申し上げている2点でお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。（異議なし）では、そのように決定させていただきます。

では、今回、当委員会でも取り上げる2項目が決まりましたので、次回の委員会では意見等に対する対応状況として①、②、③をまた、今後の方向性について協議したいと思います。

それでは、議題については以上となりますが、ほかに意見、協議事項等はありませんか。（なし）ないようですので、以上で、本日の日程は全て終了しました。本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれで閉会といたします。

閉 会（16：52）